

西日本鉄道株式会社
国際物流事業本部
(令和元年 10 月 10 日)

事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第 9 条及び同法施行規則第 13 条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

1. 事業の種別
第一種貨物利用運送事業（昭和 54 年 4 月 2 日 東陸自登第 2118 号）
（平成 15 年 7 月 10 日再登録 関自貨第 496 号）
2. 利用運送に係る運送機関の種類
貨物自動車運送
3. 運賃及び料金
個人を対象としないため省略
4. 利用運送約款
平成 31 年 4 月 1 日改正（国交省告示第 320 号）、標準貨物自動車利用運送約款を適用する。詳細は別途掲示する。
5. 利用運送の区域又は区間
全国各地域
6. 業務の範囲
一般事業

以上